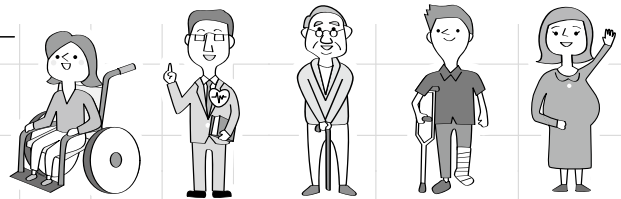


吉川市は 埼玉県思いやり 駐車場制度に参加します

埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)とは

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に特別な配慮を必要とする方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。



利用証は駐車時に車のルームミラーにかけるなどして、外から見えるように掲示します。



車椅子 使用者用



その他障害者、 要介護者等用



妊産婦、 けが人用



対象となる方に交付される利用証には、「車椅子使用者用」「その他障害者、要介護者等用」「妊産婦、けが人用」の3種類があります。

利用証は3種類

利用できる駐車区画(イメージ)



車椅子使用者用
駐車区画
(幅3.5m以上の幅広区画)



優先駐車区画
(幅3.5m未満の
通常幅区画)



制度の対象となる駐車区画(協力区画)には、車椅子使用者用駐車区画と優先駐車区画があります。車椅子使用者が車から乗降するには、幅の広い駐車区画が必要です。この制度では、車椅子使用者の駐車区画を確保するために、新たに「優先駐車区画」の設置をお願いしています。

駐車区画は2種類